

團員支給金の取立に關係するものは、支給金の三分の一は組合
員に付給される。支給金の額は、年々増進する。大正九年金
日、支給金の取立に關係するものは、支給金の三分の一は組合
支給金の取立に關係するものは、支給金の三分の一は組合
支給金の取立に關係するものは、支給金の三分の一は組合
支給金の取立に關係するものは、支給金の三分の一は組合
支給金の取立に關係するものは、支給金の三分の一は組合
支給金の取立に關係するものは、支給金の三分の一は組合
支給金の取立に關係するものは、支給金の三分の一は組合

横濱市人権労働會大連支所
財団法人協同會大阪支所

委員會ハ直チニ所屬工場ニ歸リ職工全體ニ諮ルト共ニ河野、池
本等五名ノ代表者ヲ舉ゲテ(一)解雇絶體反對(二)解雇手當全額支給
豫告手當二週間分ノ支給(三)外ニ一人當リ三百圓ノ支給ヲ要求セ
リ
ヨツテ三度委員會ヲ開催シ討議ノ結果(一)解雇者ハ一五〇名トス
口承認(二)一人當リ百三十圓ヲ支給スル外從業員代表タル工場委
員ニ金一封ヲ交附スルコト、ナリ次記覺書ニヨツテ二日夜半圓
滿解決セリ